東芝ホームテクノ株式会社	ＢＨＰ―M46Ｃ	第ＢＢＰＯ02号
〃	ＢＨＰ―M46ＣＳ	第ＢＢＰＯ03号
〃	ＢＨＰ―M46Ｄ	第ＢＢＰＯ04号
〃	ＢＨＰ―M46ＤＳ	第ＢＢＰＯ05号
〃	ＢＨＰ―M47ＣＳ	第ＢＢＰＯ06号
〃	ＢＨＰ―Ｖ631Ｓ	第ＢＢＰＯ07号
〃	ＢＨＰ―Ｖ731Ｓ	第ＢＢＰＯ08号
〃	ＢＨＰ―M46ＣＲ	第ＢＢＰＯ09号
〃	ＢＨＰ―M46ＣＲＳ	第ＢＢＰＯ10号
〃	ＢＨＰ―M46ＤＲ	第ＢＢＰＯ11号
〃	ＢＨＰ―M46ＤＲＳ	第ＢＢＰＯ12号
〃	ＢＨＰ―M47ＣＲＳ	第ＢＢＰＯ13号
〃	ＢＨＰ―M47ＣＲＳ―ＴＭ	第ＢＢＰＯ14号
〃	ＢＨＰ―Ｖ631ＳＲ	第ＢＢＰＯ15号
〃	ＢＨＰ―Ｖ731ＳＲ	第ＢＢＰＯ16号
〃	ＢＨＰ―M24Ａ	第ＢＢＰＯ17号
〃	ＢＨＰ―M24ＡＳ	第ＢＢＰＯ18号
〃	ＢＨＰ―M10	第ＢＢＰＯ19号
〃	ＭＲＤ―253	第ＢＢＰＯ20号
〃	ＢＨＰ―M46Ｙ	第ＢＢＰＯ21号
〃	ＢＨＰ―M46ＹＳ	第ＢＢＰＯ22号
〃	ＢＨＰ―M46ＹＳＢ	第ＢＢＰＯ23号
〃	ＢＨＰ―Ｄ631Ｓ	第ＢＢＰＯ24号
〃	ＢＨＰ―Ｄ631Ｂ	第ＢＢＰＯ25号
〃	ＢＨＰ―Ｍ631ＳＲ	第ＢＢＰＯ26号
〃	ＢＨＰ―Ｍ631Ｓ	第ＢＢＰＯ27号
〃	ＢＨＰ―Ｍ631ＢＲ	第ＢＢＰＯ28号
〃	ＵＨＰ―Ｖ331Ｓ	第ＢＢＰＯ29号
〃	ＵＨＰ―Ｖ321Ｓ	第ＢＢＰＯ30号
〃	ＵＨＰ―Ｍ321	第ＢＢＰＯ31号
〃	ＵＨＰ―Ｘ201Ｋ	第ＢＢＰＯ32号
メジャー・アプライアンス株式会社	ＶＩＴＣ302Ｉ	第ＣＭＰＯ04号
株式会社中部コーポレーション	ＤＲ―１ＢＭＡ	第ＣＣＰＯ04号
メジャー・アプライアンス株式会社	ＩＲ831	第ＣＭＰＯ05号
パナソニック株式会社	Ｓ11ＥＢ２Ｓ３	第ＥＡＰＯ33号
〃	Ｓ11ＥＢ２Ｓ３	第ＥＡＰＯ33号
〃	Ｓ11ＥＢ２Ｓ３	第ＥＡＰＯ34号
三洋電機株式会社	ＪＩＣ―B62Ａ	第ＥＣＰＯ09号
〃	ＪＩＣ―B62Ａ	第ＥＣＰＯ09号
〃	ＪＩＣ―B72Ａ	第ＥＣＰＯ10号
〃	ＪＩＣ―B72Ａ	第ＥＣＰＯ10号
象印マホービン株式会社	ＥＺ―ＥＹ15Ｇ	第ＥＧＰＯ01号
三菱電機ホーム機器株式会社	ＮＪ―ＪＦ10	第ＡＦＲＯ01号
〃	ＮＪ―ＪＦ18	第ＡＦＲＯ02号
〃	ＮＪ―Ｔ10Ｊ６	第ＡＦＲＯ03号
〃	ＮＪ―Ｔ18Ｊ６	第ＡＦＲＯ04号
〃	ＮＪ―ＸＳ10Ｊ―Ｎ	第ＡＦＲＯ05号
〃	ＮＪ―ＫＳ06―Ｔ	第ＡＦＲＯ06号
〃	ＮＪ―ＫＥ10	第ＡＦＲＯ07号
〃	ＮＪ―ＫＥ18	第ＡＦＲＯ08号
〃	ＮＪ―ＫＨ10	第ＡＦＲＯ09号
〃	ＮＪ―ＫＨ18	第ＡＦＲＯ10号
〃	ＮＪ―ＫＧ10	第ＡＦＲＯ11号
〃	ＮＪ―ＫＧ18	第ＡＦＲＯ12号
〃	ＮＪ―10ＳＥ６	第ＡＦＲＯ13号
〃	ＮＪ―18ＳＥ６	第ＡＦＲＯ14号
〃	ＮＪ―ＵＸ10	第ＡＦＲＯ15号
〃	ＮＪ―ＵＸ18	第ＡＦＲＯ16号
〃	ＮＪ―ＵＶ10	第ＡＦＲＯ17号
〃	ＮＪ―ＵＶ18	第ＡＦＲＯ18号
〃	ＮＪ―ＵＥ10	第ＡＦＲＯ19号
〃	ＮＪ―ＵＥ18	第ＡＦＲＯ20号
〃	ＮＪ―10ＦＥ６	第ＡＦＲＯ21号
〃	ＮＪ―18ＦＥ６	第ＡＦＲＯ22号
〃	ＮＪ―10ＧＥ６	第ＡＦＲＯ23号
〃	ＮＪ―18ＧＥ６	第ＡＦＲＯ24号
〃	ＮＪ―ＷＳ10Ｂ―Ｋ	第ＡＦＲＯ25号
東芝ホームテクノ株式会社	ＲＣ―18ＲＺ	第ＢＢＲＯ17号
〃	ＲＣ―10ＹＱＣ	第ＢＢＲＯ18号
〃	ＲＣ―18ＹＱＣ	第ＢＢＲＯ19号
〃	ＲＣ―５ＲＸ	第ＢＢＲＯ20号
〃	ＲＣ―５ＲＨＥ６	第ＢＢＲＯ21号
〃	ＲＣ―６ＲＸ	第ＢＢＲＯ22号
象印マホービン株式会社	ＮＰ―ＮＥ10Ｅ６	第ＥＧＲＯ17号
〃	ＮＰ―ＮＥ18Ｅ６	第ＥＧＲＯ18号
〃	ＮＰ―ＮＬ10Ｅ６	第ＥＧＲＯ19号
〃	ＮＰ―ＮＬ18Ｅ６	第ＥＧＲＯ20号
〃	ＮＰ―ＮＥ10Ｂ	第ＥＧＲＯ21号
〃	ＮＰ―ＮＥ18Ｂ	第ＥＧＲＯ22号
パナソニック株式会社	ＳＲ―ＨＧ103	第ＥＡＲＯ13号
〃	ＳＲ―ＨＧ153	第ＥＡＲＯ14号
〃	ＳＲ―ＨＳ103	第ＥＡＲＯ15号
〃	ＳＲ―ＨＳ153	第ＥＡＲＯ16号
〃	ＳＲ―ＫＡ051	第ＥＡＲＯ27号
〃	ＳＲ―ＫＧ051	第ＥＡＲＯ28号
〃	ＳＲ―HG10Ｊ７	第ＥＡＲＯ29号
〃	ＳＲ―HG15Ｊ７	第ＥＡＲＯ30号
三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	ＥＣＪ―ＣＨ10ＮＸ	第ＦＡＲＯ20号

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年一月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三三三五	二二、一二、二五	藤井　和治
三三三六	二二、一二、二五	和田　孝仁
三三三七	二二、一二、二五	田中　耕太郎
三三三八	二二、一二、二五	小山　久義
三三三九	二二、一二、二五	榊原　義昭
三三四〇	二二、一二、二五	加藤　幸二
三三四一	二二、一二、二五	藤崎　謙
三三四二	二二、一二、二五	芳賀　悦長
三三四三	二二、一二、二五	山田　博重
三三四四	二二、一二、二五	佐藤　大助
三三四五	二二、一二、二五	横江　光代
三三四六	二二、一二、二五	川　卓也
三三四七	二二、一二、二五	太田　由夫
三三四八	二二、一二、二五	尾崎　博史
三三四九	二二、一二、二五	永瀬　博

○法務省告示第四十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年二月十三日から効力を生ずる。

平成二十二年一月二十七日

法務大臣　千葉　景子

山形県最上郡舟形町長

岩手県下閉伊郡普代村長